令和４年４月

【 「１８歳から大人」社会が始まりました 】

令和４年４月１日。

改正民法施行により、今日から「成年」に達する年齢が２０歳から１８歳となり、「１８歳から大人」として取り扱う社会となります。

１８歳、１９歳の方は、もう「未成年」ではありません。

日常生活での様々な「契約」について、未成年者は、保護者の同意なく結んだ契約を取り消すことができる「未成年者取消権」があることで消費者トラブルから守られていますが、「成年」になると、その権利を失います。自分の意思で自由に契約を行う事ができるようになり、その責任も自分で負わなくてはいけないのです。

成年になると、ローンやクレジットを組んだ高額商品の購入契約やネット通販、賃貸住宅の契約や保険契約など、自分で決定できる契約範囲が急激に拡がります。

成年になりたての社会経験の少ない世代では、よく理解しないまま複雑な契約を結んだり、強く勧められて断れずに契約したりといったトラブルの相談が寄せられており、この状況が１８歳から発生することが懸念されます。

島根県では、これまで「成年年齢引下げ」に備え、高校などへの専門家の派遣や出前講座で、若者に向けて契約の重要性や悪質商法などへの注意を呼びかけてきました。

しかし、実際には年齢が１８歳になれば、すぐに大人として対応できるというものではありません。

周囲の大人の方は、ぜひ、先輩として見守り、導いてください。「１８歳から大人」社会で生きるには、どんな知識と経験が必要なのか、当事者だけでなく、社会全体が意識し、考えて行く必要があります。。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**